

仕 様 書

- 1 件名
動物由来細菌の遺伝子等の性状検査及び薬剤耐性に関する検査等補助業務（労働者派遣契約：単価契約）
- 2 業務内容
農林水産省動物医薬品検査所（以下「当所」という。）動物分野 AMR センター担当者の指示の下、以下の業務を行う。
 - （1）動物由来細菌（病原細菌を含む。）の薬剤感受性などの性状検査業務
 - （2）細菌の薬剤耐性遺伝子等の検査及び解析（全ゲノム解析を含む。）業務
 - （3）その他関連業務
- 3 人数
1 名
- 4 勤務期間
令和 7 年 9 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
- 5 勤務場所
 - （1）茨城県つくば市観音台 2 丁目 1－2 2
農林水産省動物医薬品検査所
 - （2）派遣労働者の自宅等
ただし、指揮命令者が特に指示した場合に限るものとする。
- 6 勤務日及び勤務時間
日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（平成 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日）を除いた日
9 時～17 時（休憩時間 12 時から 13 時までの 1 時間）までの 7 時間
年間総労働時間は 966 時間を基本とする。
時間外勤務あり（1 日 5 時間、1 箇月 45 時間、1 年 360 時間を限度とする。）
- 7 技能要件
次の全ての要件を満たすこと。
 - （1）細菌学を専攻する大学、専門学校の卒業者等で、細菌（病原細菌を含む。）の性状に関する知識をもち取り扱いに精通していること。
 - （2）細菌からの遺伝子抽出や P C R 等の遺伝子検査の経験があり、分子生物学や遺伝子解析の知識を有すること。
 - （3）業務上知り得た情報については秘密を守ること。
 - （4）当所職員と業務に必要な連絡、報告、指示の確認等のコミュニケーションが円滑に遂行できる能力を身につけていること。
 - （5）庁舎内に勤務する上で、公務の一端を担う立場として必要なマナー、接遇等の知識・能力を身につけていること（挨拶、敬語が適切に使える等）
 - （6）庁舎内に勤務する上で、勤務に適した服装、髪型等ができること。
- 8 賃金等の待遇に関する情報
均等・均衡方式による場合、及び労使協定方式による場合の情報について、契約方式を決定している場合には、その方式の情報を当所から提示する。
- 9 その他
作業及び事務並びに自宅等での勤務に伴い、必要な機器及び消耗事務用品等は当所にて貸与する。
- 10 環境関係法令の遵守
受注者は、本業務の実施に当たり、関係する環境関係法令を遵守するものとする。
 - （1）エネルギーの節減
・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
 - （2）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
・国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成 12 年法律第 10 号）
 - （3）環境関係法令の遵守等

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に考慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）

11 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、本業務の実施に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に様式を用いて、以下の取組に努めたことを別添の「環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書」として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～エの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

（ア）環境負荷低減に配慮したものを調達するように努める。

（イ）エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

（ウ）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

（エ）みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。